

基本計画

基本計画では、将来展望を踏まえ、自治基本条例の「まちづくりの指針」の実現に向けた基本的な方向性となる分野別施策と、その中でも本市の活力維持に係る問題や、人口減少から生じる問題など、特に力を入れて取り組む必要のある重点施策を、事業展開が分かるよう体系的に示します。

第1章 基本計画について

第2章 重点施策

第3章 分野別施策

基本計画 第1章

基本計画について

- 1 基本計画の概要
- 2 基本計画の体系図

1 基本計画の概要

基本計画は、自治基本条例で定めた5つの「まちづくりの指針」を実現し、「子や孫へたしかな平塚をつなぐ」ために取り組むべき施策を体系的に示すものです。

まちづくりの指針（自治基本条例 第8条）

- 指針1 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまち
- 指針2 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を尊重するまち
- 指針3 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまち
- 指針4 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまち
- 指針5 産業を培い、活力とにぎわいのあるまち

「子や孫へたしかな平塚をつなぐ」

基本計画

分野別施策

1. 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり
2. 安心して暮らせる支え合いのまちづくり
3. 自然と人が共生するまちづくり
4. 活力とにぎわいのあるまちづくり

重点的に取り組む施策を抽出

重点施策

- I. 強みを活かしたしごとづくり
- II. 子どもを産み育てやすい環境づくり
- III. 高齢者がいきいきと暮らすまちづくり
- IV. 安心・安全に暮らせるまちづくり

「さらに、選ばれるまち・住み続けるまち」へ

重点課題

地域経済の活性化

子育て支援

超高齢社会への対応

安心・安全なまちづくり

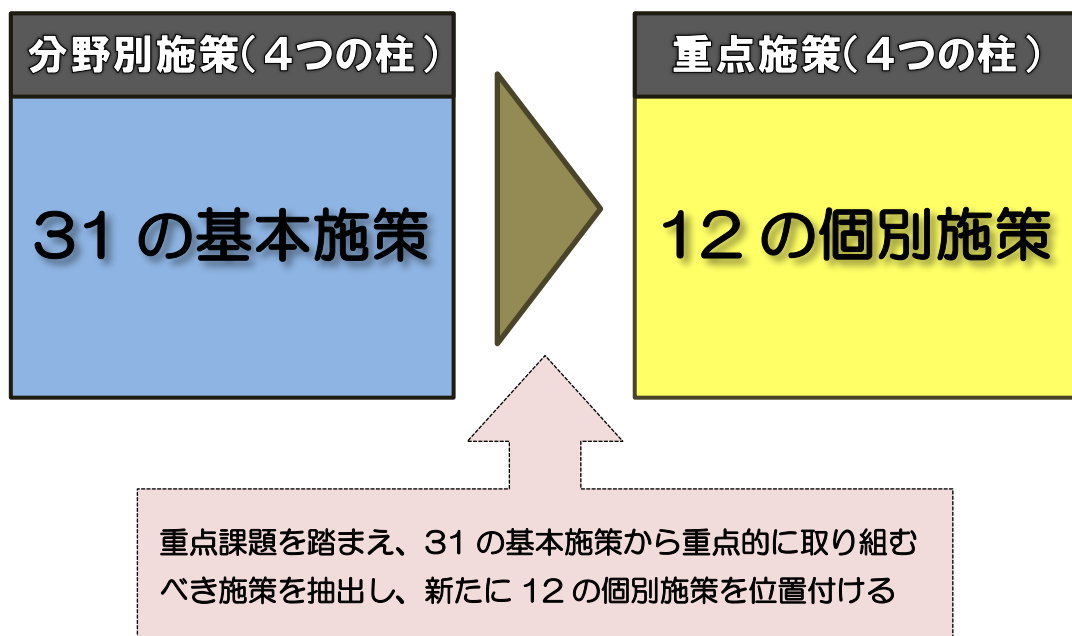
(1)基本計画の構成

基本計画は、分野別施策と重点施策で構成しています。

分野別施策とは、本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものであり、まちづくりの指針の実現に向けて、「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」「自然と人が共生するまちづくり」「活力とにぎわいのあるまちづくり」の4つの柱を掲げます。

重点施策とは、分野別施策の中から重点的に取り組むものと位置付け、序論で整理した本市が抱える4つの重点課題である、「地域経済の活性化」「子育て支援」「超高齢社会[※]への対応」「安心・安全なまちづくり」に対応する施策として、「強みを活かしたしごとづくり」「子どもを産み育てやすい環境づくり」「高齢者がいきいきと暮らすまちづくり」「安心・安全に暮らせるまちづくり」の4つの柱を掲げます。

なお、分野別施策の4つの柱は、31の基本施策によって構成されており、その中から、重点課題を踏まえ、重点的に取り組むべき施策を抽出し、新たに位置付けたものが重点施策の4つの柱を構成する12の個別施策となります。そのため、重点施策は分野別施策を横断的に構成するものとなります。



(2)分野別施策

分野別施策とは、本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものであり、次の4つの柱を掲げます。

分野別施策 1

豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

お互いを理解し、尊重し合える心のやさしさと、学びの意欲や豊かな感性をもった人が育ち、人々の活発な交流をとおして人の輪をつなげ広げていく、よろこびと活力にあふれたまちを目指します。

分野別施策 2

安心して暮らせる支え合いのまちづくり

子育て支援や福祉の充実、防犯や防災の取組など、地域の人と人、そして行政が一体となって互いに支え合うことで、市民の誰もが生きがいをもって幸せに暮らせ、安全に安心して住み続けることのできるまちを目指します。

分野別施策 3

自然と人が共生するまちづくり

自然環境の保全や循環型社会*の構築を進めるとともに、環境に配慮した快適な都市空間の整備を進めることにより、自然と人が共生した、持続可能な社会として発展するまちづくりを目指します。

分野別施策 4

活力とにぎわいのあるまちづくり

平塚の特性を活かしながら、各産業のバランスのとれた振興を図るとともに、新しい産業の創出、多様な担い手の確保を目指すことにより、安定した魅力ある産業を培います。

また、多彩な観光資源の魅力を高めるとともに、積極的に情報発信し、人が集まり活気があふれるまちを目指します。

(3)重点施策

重点施策とは、分野別施策の中から本市が抱える重点課題を踏まえ、重点的に取り組むものであり、次の4つの柱を掲げます。

重点施策 I

強みを活かしたしごとづくり

地域経済や地域産業に関する特性と資源を分析・活用し、本市の強みを活かしたしごとづくりを進めます。

重点施策 II

子どもを産み育てやすい環境づくり

結婚・出産・子育ての切れ目のない支援により、未来の宝である子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

重点施策 III

高齢者がいきいきと暮らすまちづくり

高齢者がいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

重点施策 IV

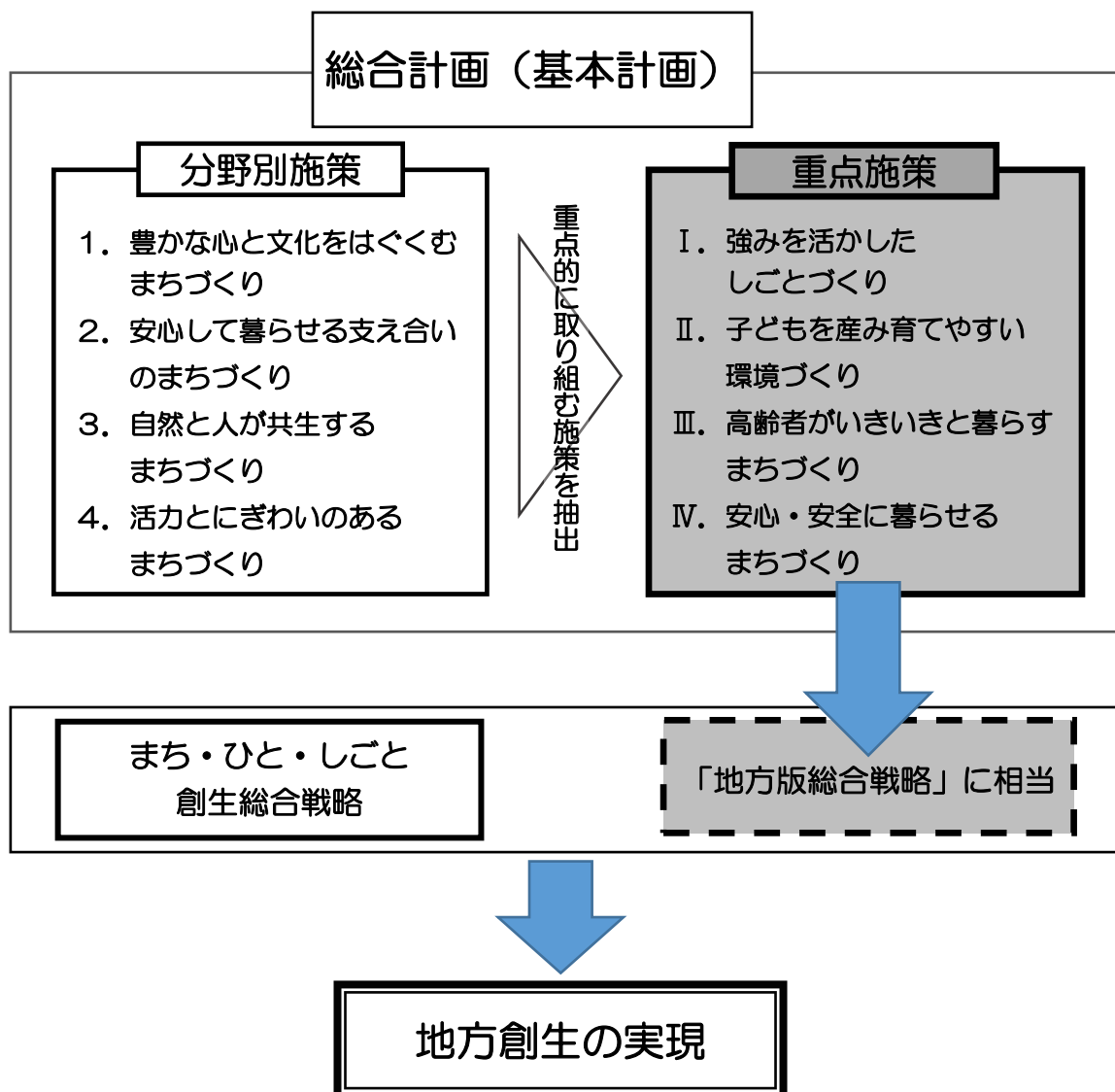
安心・安全に暮らせるまちづくり

防犯や交通安全活動、消費者啓発を通じた日常生活の安心と、自助・共助・公助^{*}の連携による災害発生時の安全が確保されたまちづくりを進めます。

(4)総合戦略

国は、人口問題に対する基本認識を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、人口減少と地域経済縮小の克服を目指した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、地方創生の実現に向けて取組を進めており、地方公共団体においても、地方創生の実現に向けて「地方版総合戦略」の策定が求められています。

本市が抱える重点課題への対応は、地方創生の実現と目指す方向を同じくしていることから、重点施策を本市の「地方版総合戦略」の施策として位置付けます。



(5)SDGs(持続可能な開発目標)

SDGsとは、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方創生の実現に向けた地方公共団体によるSDGsの推進を位置付けています。本市の重点施策は、本市の「地方版総合戦略」に相当するものとなっているため、重点施策に対して、SDGsの各ゴールとの関連を整理しています。

2 基本計画の体系図

基本計画は、「子や孫へたしかな平塚をつなぐ」ために必要な、分野別施策と重点施策で構成しています。分野別施策は、4つの柱と31の基本施策で構成され、本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となります。

分野別施策		重点施策			
柱(4)	基本施策(31)	I	II	III	IV
1. 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり	1-① 子どもの学びを充実する		●		
	1-② 教育環境を充実する		●		
	1-③ 生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する		●	●	
	1-④ 誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境を充実する	●			
	1-⑤ 青少年の健全育成を推進する				
	1-⑥ 活発な市民の交流を促進する				
	1-⑦ 平和意識の普及・啓発を推進する				
	1-⑧ 人権尊重・男女共同参画を推進する		●		
2. 安心して暮らせる支え合いのまちづくり	2-① 子育て支援を充実する		●		
	2-② 健康づくりを推進する			●	
	2-③ 地域福祉を充実する			●	
	2-④ 高齢者福祉を推進する			●	
	2-⑤ 障がい者福祉を推進する			●	
	2-⑥ コミュニティ活動を促進する				
	2-⑦ 防災対策を強化する				●
	2-⑧ 災害に強いまちづくりを推進する				●
	2-⑨ 日常生活の安心・安全を高める				●
	2-⑩ 消防・救急体制を強化する				●
3. 自然と人が共生するまちづくり	3-① 環境にやさしいまちづくりを推進する				
	3-② 自然環境の保全を推進する				
	3-③ 循環型社会の形成を推進する				
	3-④ 快適な生活環境の形成を推進する	●			●
	3-⑤ 花とみどりにあふれるまちづくりを推進する	●			
	3-⑥ 交通の利便性を高める	●		●	
4. 活力とにぎわいのあるまちづくり	4-① 産業の活性化を促進する	●			
	4-② 商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する	●			
	4-③ 工業を振興する	●	●		
	4-④ 農業・漁業を振興する	●			
	4-⑤ 観光を振興する	●			
	4-⑥ 雇用の確保と働きやすい環境づくりを促進する		●		
	4-⑦ 新たな産業拠点の形成を推進する	●			

重点的に取り組む施策を抽出

重点施策は、分野別施策の中から重点的に取り組むものと位置付け、「さらに、選ばれるまち・住み続けるまち」へ向けた4つの重点課題である、「地域経済の活性化」「子育て支援」「超高齢社会への対応」「安心・安全なまちづくり」に対応する施策として、4つの柱と12の個別施策で構成しています。

重点施策	
柱(4)	個別施策(12)
I. 強みを活かしたしごとづくり	I-(1) 基幹産業の競争力を強化する
	I-(2) 多様な担い手が活躍する機会をつくる
	I-(3) 地域資源を活用した新たな事業を創出する
II. 子どもを産み育てやすい環境づくり	II-(1) 若い世代の結婚・出産を支援する
	II-(2) 安心して子育てができる環境をつくる
	II-(3) 子どもの健やかな成長を支援する
III. 高齢者がいきいきと暮らすまちづくり	III-(1) 高齢者が活躍する機会をつくる
	III-(2) 健康寿命を延ばす取組を推進する
	III-(3) 高齢者が地域で安心して暮らせる環境をつくる
IV. 安心・安全に暮らせるまちづくり	IV-(1) 災害に強い地域づくりを推進する
	IV-(2) 犯罪や消費者被害を防止する
	IV-(3) 交通安全対策を推進する

